

Title	英国炭坑最低賃銀法
Sub Title	
Author	関, 一
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.3 (1912. 7) ,p.381(1)- 404(24)
JaLC DOI	10.14991/001.19120700-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

營業御案内

徽 章 賞牌

金銀木盃 七寶

其他美術金屬各種

期日正確、技術精巧、品質純良、價格低廉

右之通御注文に應じ調製上納申上可く候間多少に不拘御用命の程伏て奉願上候

東京市麴町區飯田町三丁目十番地

諸官省校學御用

日本帝國徽章商會

鈴木梅吉

電話番町 八百五十七番

三田學會雜誌 第六卷第三號

論 說

英國炭坑最低賃銀法

關

マルクス一八四八年の革命時代に云へるあり。『如何なる歐大陸諸國の革命も英國に波及せざる間は池水の動搖 The storm in a teacup に過ぎず』と。然るに最近數年間の英國產業界は騷擾に次々に騷擾を以てし昨夏の運送業者の大同盟罷業に次ぎて本年三月以降の七週間に亘る百餘萬人の炭坑々夫の一般同盟罷業あり。英國政府は終に炭坑最低賃銀法 (The Coal Mines (Minimum Wages) Act 1912) を制定し僅に炭坑々夫の同盟罷業を終熄せしむるを得たり。蓋し最低賃銀法定の制度は全

英國炭坑最低賃銀法

く前例なきものにあらずと雖も、英國が其國運の命脈を維持する採炭業に於て此制度を採用せるに當ては之を以て池水の動搖として看過する能はず。該法の議院を通過せるに當り一目擊者が『是れ佛國革命以來の最大事件なり』と叫びたるは失當にあらずして、最低賃銀制度が社會主義的暴風雨襲來の前兆たるか、將又春和景明の社會的平和に達すべき手段たるべきかを知らずと雖も、社會問題に意を注ぐもの、慎重なる研究を要すべき最大事件たるは疑を容れざる所なり。

二

英國炭坑最低賃銀法は昨年來の懸案たりし炭坑々夫の最低賃銀の要求を解決せんが爲に制定せられたる所なり。該紛争は本年一月以來漸く險惡の狀を呈し、同月十日より十二日に亘りたる坑夫同盟の總投票に於て國民的罷業(National Stoppage)に賛するもの四四五、〇〇〇人、反對するもの一一六、〇〇〇人にして、同月十九日バーミンガムに開かれたる坑夫聯合會(Miner's Federation)は次の決議をなせり。曰く『二月末を以て罷業すべきことを各地方に於て坑主に豫告すべく、且つ、此期日迄は坑夫聯合會の代表者は坑主と協議を繼續する意志あることを坑主に通告

すべし』と。然れども、爾後兩者の協議は著しき進捗を見ず、二月二十七日ダービーシャー坑夫の罷業を始とし、三月一日に至ては英國の凡ての炭坑に坑夫の出入を見ざることとなれり。是より先き、政府は事態の重大なることを認めて、居中調停に着手し、二月末より頻々に坑主坑夫の代表者を集めて協議を重ねしめたるも兩者共に主張を曲げずして、政府は目的を達する能はず。三月十五日政府は協議の到底成功の見込なきことを認めて其破裂を宣言し、進んで立法手段に依ることとし、連日閣議を開き法案を起草し、之を統一黨労働黨坑主坑夫の代表者に内示し、同月十八日首相は翌日を以て下院に一法案を提出すべく、同院は二十一日迄に之を決議し、同日上院の決議を経て、二十三日裁可を得て公布するに至らんとを望むと述べ、十九日炭坑法案は下院の卓上に顯はれ、各黨領袖の討論となり第一讀會を通過せるも、二十一日以後の會議に於ては修正動議起り、殊に労働黨の提出せる最低賃銀額を法文に明記すべしとの修正案は討論の題目となり、議容易に決せず。二十七日午前三時に至り、二一三對四八の多數を以て下院は政府案を通過せり。該決議に際し統一黨は之に加はらず、且つ労働黨が却て反對の投票をなしたるは

一奇觀と云ふべきなり。同法案は即日上院に移され第一、二讀會を経翌日第三讀會を通過し二十九日法律となれり。之を炭坑法制定に至りたる經過の概要とす。

三

炭坑法制定の主旨は法案提出の當日(一九一二年三月十二日)に於ける首相の演説に依りて之を窺ふべし。則ち、アスキス氏は坑主と坑夫間の紛争の經過を述べ、兩者間の直接の解決が絶望に至りたる顛末を説き、政府は現時の状態が一日も其解決を忽にし難きを認め終に立法手段を探るの已むを得ざるに至りたるを明にせり。然れども首相は坑主及坑夫の態度に就て何等の非難を試みざりしのみならず罷業者が正々堂々法律の範圍内に於て行動するを賞賛し、更に政府が炭坑法を提出するは最低賃銀の決定が正當なりとの確信に基づくものなりとし、坑夫のみならず坑主の三分の二に此原則を承認することを説き、且つ、坑内労働者の労働効程は各自の熟練又は勉勵の程度に依るのみならず之と關係なき條件、則ち、地層の位置及性質に依りて増減することを極言し、又最低賃銀の規定は之に相應せる労働効程を保證する規定に伴ふべく、凡ての労働者に同額の最低賃銀を定むべき

ものにあらずして、地方的事情に基づきて相違を認むるを要し、之に關する制度を設くべしとせり。

又首相は法案の内容に關し先づ同法が三年間試に實施すべきものとして制定せらるべきを説き、坑内労働の契約には必ず最低賃銀の條項を設けしめ、此條項なき契約は無効とすべく、此法律發布の日より最低賃銀を支拂ふを要し、老年者及病者には例外を設くることとし、労働効程に關する規程を設けて之に違犯するものは最低賃銀の要求權なしとせり。又賃銀額及労働効程の確保に關する規定は同数の雇主及労働者並に一人の中立者より成る特別機關に依りて定めらるべく、全國に二十一の機關を設くることとし、此機關は仲裁機關たるを得るとせり。而して此法律は強制的の規定なく罰則を設けず。最低賃銀を支拂はざる雇主は坑業を繼續するを要せず、又労働者は就業を強ひらるゝことなし。首相は此點に就て特に辯明を加へ世人或は斯の如き法律の無効なるべきを疑はんも、道德上の義務觀念は法の効果を全ふするを得べく、若し、此法律を以て目的を達する能はざれば更に一步を進めたる手段に訴ふるの外なかるべしとせり。

本年三月二十九日を以て公布せられたる炭坑最低賃銀法は第六章より成り、第一章炭坑(成層鐵鑛 Stratified Ironstone)を含む坑内労働者の最低賃銀、第二章最低賃銀額及地方規程(District Rules)の制定、第三章其變更、第四章法律實施に關する規程、第五章用語の解釋、第六章法律の名稱、有効期間に關するものなり。今次に其重要なる規程を摘記すべし。

先づ最低賃銀に關する最重要なる規程として、炭坑地下労働者の雇傭契約に於て雇主は本法に定めたる最低率を下らざる賃銀を支拂ふことを約し、此條項なき契約は無効とせり。但し地方規程に依りて例外に認められたる労働者又は労働の効程に關する條件を充たさずして最低賃銀の要求權を有せざる労働者は此限にあらずとし。地方規程中には此關係地方に就て例外なるべき老年又不具病者を含むの労働者の資格、各働勞者の労働効程に關する條件に關する規程を設け、若し労働者が此條件を充たさざる時は最低賃銀の權利を失ふことを定むるを要すとせり。

最低賃銀額及地方規程は此法律に掲げられたる各地域に於て商務院の認めたる特別の機關則ち Joint District Board (以下假に共同地方會議と譯す)に依りて定めらるべし。然れども從來労働者間の協議又は習慣に依りて定まりたる本法の最低賃銀額より高き賃銀の支拂は本法の規程に依り何等の變更を生ずることなかるべく、各共同地方會議は關係ある階級の労働者に支拂はるゝ日給平均額(Average daily rate of wages)を標準として最低賃銀額を定むべし。

註 日給平均額に關しては坑主の側より Prevailing day wage rate なる語を以てせんととの要求あり、商務院長バックストンを以て之を坑夫代表者側に通告し、一度其承諾を得電話を以て之を坑主側に通じたるも、坑主側は更に之を取消したるを以て何等の修正なく上院に送付せられ、坑主側は取消の通告なかりしことを以て政府を非難せりと云ふ(三月三十日、タイムズ参照)

商務院は各地域内に從來既に存在せるか又は新に設けられたる團體を共同地方會議と認むるを得べく、此團體は其地域の坑主及労働者の利益を適當に代表すべきものより成り、且つ、坑主及坑夫代表者の合意に依りて選舉せる第三者又は其

合意を見る能はざる時は商務院の任命に係る第三者を議長となすものとす。又商務院は既設の團體の定款に變更を加へしめ共同地方會議となすの權限を有す。上述の共同地方會議は當該地方の炭坑及勞働者に一般に適用すべき最低賃銀額及地方規程 (General district minimum rate or general district rule) を定むべく若し其地域の一部の炭坑又は勞働者に對し一般賃銀額及規程を適用する能はずと認むる時は特別の賃銀額及規程を設くるを得。

最低賃銀額に關しては一地域を二部又は二部以上に分割する必要ある時は其各部を地域と同一に取扱ふを得べく地方規程は二地域以上を通じて之を設くるを得べく此場合には Combined district committee を置く。

最低賃銀額及地方規程の變更は (a) 坑主及坑夫の代表者の合意に依るか (b) 制定後一箇年を経過し三箇月の豫告を以て共同地方局の正當と認めたる坑主又は坑夫の申出に依るものとす。

若し本法の實施後二週間に共同地方會議の成立を見ざる時は商務院長は同會議の權能を實施すべきものを任命するを得べく又同會議が其設立後三週間に

内に最低賃銀額及地方規程を定めざる時は議長は單獨に之を定むるを得べし。

此法律に炭坑と稱するものは成層鐵鑛を含み又實施期限は議會に於て別に決定する迄三箇年間とす。

此法律に依る地域は次の如し Northumberland, Durham, Cumberland, Lancashire and Cheshire, South-Yorkshire, West-Yorkshire, Cleveland, Derbyshire(South Derbyshireを除き) South Derbyshire, Nottinghamshire, Leicestershire, Shropshire, North-Staffordshire, South-Staffordshire and East-Worcestershire, Cannock Chase, Warwickshire, Forest of Dean, Bristol, Somerset, North-Wales, South-Wales with Monmouth, Scotland 是なり。

五

英國議會に於ける炭坑最低賃銀法の討議に關し、尙一言を要するは各政黨の態度なり。先づ反對黨たる統一黨は此問題を以て自由黨内閣攻撃に利用せんとせるが如く進んで具體的の修正を提出することなかりき。則ち該案の提出當日ボリーナー、ローは其實行難を説き、其責任の政府に在るを述べ、三月二十一日の會議に

於てはバルフォアは第二讀會を六箇月間延期すべきことを主張し、其理由としては何人も政府案を以て完全なるものとなさず、且つ、斯の如き法律は現在の時局を救済するに足らずして禍根を將來に殘すものなりとせり。氏は政府の態度の強硬ならざるを非難し、一比喻を設け、『我政府の態度は深夜街路に於て強盜に會し財囊を奪はれんとするに當り、盜に告ぐるに次の言をなすもの、如し、曰く、我友人よ、予は君の態度を恐れず、又君の坭棒をも恐れず、予は予の意志を於て財囊を君に與へん。予輩が袂を分つに當り、君が予に此正當なる行爲をなすの機會を與へたるを感謝せん』と。氏は又斯の如き手段を以て法律を制定せしめ得べきことを信せしむるは最も危険なり。吾人は今後此種の要求の續々として發生するを避くる能はざるべしとせり、然れどもバルフォアは反對の無効なるべきを豫期し解散を賭しても反對を試むるものにあらざることを附言せり。されば、統一黨の態度は終始消極的にして著しく注目を値するものなかりき。

反之、労働黨は明白なる主張を提げて政府案の修正を試み、終に第三讀會に於ても強硬の態度を改めずして、否決の投票をなせり。始め労働黨のラムゼー、マクド

ナルドは三月十九日同案の提出の當日既に修正案を提出すべきことを約せしが、翌二十日坑夫組合は二箇條の修正案を可決せり。則ち(一)法案中に成年工の最低賃銀の五志、十四歳以上の少年工の最低賃銀二志なることを明記すべきこと、(二)各地方の最低賃銀を法文中に明記すること、是なり。該修正案中第一は全會一致を以て第二は百二十票中の十二の多數を以て採用せられたり、而して、労働黨も該修正案に同意を表しければ、三月二十二日の第二讀會に於て、五志及二志の最低賃銀を法文中に掲ぐべしとの修正案は一大討論を惹起し、首相は五志及二志の要求を正當と認むるも法律を以て確定の賃銀額を掲ぐることに同意する能はずと主張し、坑夫組合を代表せるエドワーズ及び労働黨ラムゼー、マクドナルドは此修正案を通過するにあらざれば其結果測るべからざるものありと論じて、共に相下らず。僅に外務大臣グレリーの發議に依り坑主、坑夫の代表者の直接の協議を開くこととなりしも、二十六日に至りて此協議の目的を達せず。同日該法案の議事進行して三二六對八三の多數を以て政府の主張は勝を制することになりしも、労働黨は修正案を固執して最終に至るまで政府案に反對せり。此法案の下に最利益を受く

べき労働者は上の如くにして第三讀會に於ても否決の態度を改めざりき。

六

以上述ぶる所に依り、英國最近の社會的立法たる炭坑最低賃銀法制定の經過と其内容を明にするを得たりと信ず。今更に進んで此立法が如何なる點に於て社會政策上重大の意義を有するかを略述せん。

思ふに、最近十數年間の英國の社會状態は頗る曩日と異なるものなり。殊に現自由黨内閣は社會的立法に關して異彩を放つ内閣にして養老年金法、國民保險法等の大法案が數年間に實行の緒に就きたるは世界の耳目を聳動せる所なり。且つ、佛國の「サンジカリスム」が英國に如何なる程度迄勢力を得べきや。純然たる英國の職工組合が社會主義と提携するを得べきや。今後の自由黨内閣は更に如何なる社會的立法を布かんとするや。是等の問題は英國に於てのみならず、世界各國の政治學者の刮目して留意する所にして、炭坑法の發布は是等の諸問題と離るべからざる意義を有するは疑を容れずと雖も、今此立法に關して二箇の點に於て新紀元を開きたるものたるを述ぶるに止めんと欲す。則ち(一)雇傭者の雇傭條件殊

に賃銀に關し政府の干渉を認めたること、(二)賃銀決定の標準として最低賃銀の原則を認めたること、是なり。此兩者共に既に述べたる如く全く先例なきものにあらずと雖も、自由放任を標榜せる英國に於て、比較的多額の賃銀を收得し、且つ、労働者中最有力にして多數を占むる石炭坑夫に對して干渉主義と最低賃銀とを認めたるは此立法が重大の意義を有する所以にして佛國革命以降の大事件なりと言ふも單に誇張の辯となす能はざる所以なり。

七

炭坑法に於て注目を要すべき第一は賃銀其他の労働條件に關して政府の干渉を認めたることなり。同法の規定に依れば最低賃銀及労働條件を定むる地方規程は共同地方會議の定むる所にして、會議は同數の坑主坑夫の代表者と其合意に依りて選みたる第三者の議長より成るも、若し此合意を見る能はざる時は商務院長は議長を任命し且つ、同會議成立せざる時は商務院長の任命せる一人が同會議の権能を有することゝなれり。されば紛争の起りたるに當りては商務院長の任命せる議長が最終の決定をなすことゝなるべく、又議長は其地域内に於て或炭坑

に對して特別の最低賃銀(一般のものより高きものと低きものとあり)並に労働に關する規程(一般のものより重きものと輕きものとあり)を決定するの權限を有す。故に各種の紛争は結局商務院長の指名せる第三者の裁決に依りて決せらるゝことなるべきなり。茲に於て、地方會議々長は一地方の炭坑主又は労働者の死命を制すべき絶大の權限を有すると同時に紛争を終熄せしむべき有力の機關たるを得るものにして、新制度の特色も茲に存し、其非難も亦茲に存すべきなり。吾人は新制度の得失を豫斷するを得ずと雖も、次に從來の制度と比較して新制度の特色を明にせん。

由來英國は自由主義を奉ずる國なりと雖も、夙に工場法を制定し幼少年者の労働に制限を加へ次で女工の労働にも干渉を試みたり。然れども、近年に至るまで成年男工の労働條件に關しては當業者の自由意志に一任し、法律又は官憲の干渉を避けたるも、労働紛争の盛なるに及び、從來の政策は徐々に變更せられたるの狀あり。其嚆矢は一八九三年坑夫同盟羅業に際しロースペリー卿が非公式に調停の任に當りたるに在り。次で同年の和解仲裁制度調査委員は同制度に關する法

律制定の必要を認め、一八九六年の和解法(Act of Conciliation)の發布となれり。同法は和解仲裁に關する事項を商務院の權限とし同院は雇傭者間に紛議發生し、又は發生せんとする時は其原因及實狀を調査し、當争者に平和的に紛議を解決せんことを勸告し、双方の請求ある時は裁定者を任命することとせり。此制度が爾來相當の効果を擧げたるは一般に承認せらるゝ所なり。次で一九〇七年鐵道會社と其使用人との間に紛争の發生するやロイド、ジョージの仲介に依りて鐵道紛議和解仲裁手續(Railway Conciliation and Arbitration Scheme)を設け和解の外に最終の裁決を與ふべき仲裁者を設け下院議長又は中央和解局長之に當ることとせり。然れども此制度が使用人側の不滿を治むるに足らず。昨年に及び其同盟罷業となりたるは人の知る所なり。されば炭坑法の新制度は決して前例なき新機關を設けたるものにあらずと雖も、共同地方會議々長に廣汎なる權能を與へ賃銀及労働條件を決定するを得ることとし、政府が議長を指名する權を握るに及びては、從來の當業者の自由意志に一任する政策は殆んど全く拋棄せられたるものと云ふべきなり。

炭坑法が其實質上重大の意義を有し英國の社會的立法に一新紀元を劃する所以は、云ふ迄もなく、其最低賃銀の原則を承認せること是なり。然れども歴史は飛躍を許さず。吾人は之と關聯せる三箇の事實を研究して、新制度の眞義を明白にするを得べきなり。(一)一九〇八年の炭坑法 (Coal Mines Regulation Act) (二)一九〇九年職業會議法 (Trade Boards Act) (三)過去に於ける最低賃銀に關する坑夫の要求是なり。

一九〇八年の炭坑法は所謂八時間労働法にして、坑夫労働時間を坑内に昇降する時間 (from Bank to Bank) を合せて八時間に限りたるものにして、一部地方を除き一九〇九年七月一日より實行せられたるものなり。此法律は斯の如く専ら労働時間に關するものなりと雖も法律を以て成年男工の労働時間を限定したるのみならず、ウエツプ氏が夙に主張する労働條件に關する國民的最低限 (National minimum) を定むべしとの説が幾分か實現せられたるものにして、法律を以て最長時間を限定せるの後、賃銀の最低限を法定せんとする制度の之に次ぐは、必ずしも不測

の變と云ふ能はざるなり。

果然法定最低賃銀制度は翌一九〇九年の職業會議法を以て其端緒を開きたり。此法律は『スウィーチング』制度と稱する家内工業に行はるゝ過少なる賃銀を防止せんが爲め設けられたるものにして、其實施は特殊の工業に限らるゝものなりと雖も、法律に依りて強制的に定額の賃銀を支拂はしめんとするものたるに於ては、新炭坑法と異なる所なし。當時政府當局者は此制度が特定の家内工業にのみ行はるべきものとして反對論を排斥せしも、濠洲新西蘭の先例は政府當局者の辯護論を薄弱ならしむるの虞なきにあらざりき。されば稿者は當時此立法に對して國家學會雜誌上二三卷八號六頁に於て『此制度は一步を進めて濠洲新西蘭に行はるゝが如き制度を實施するに至るべき端緒となることなきを保すべからず云々』との疑問を存し置きたりしが、今や此疑問は既に疑問にあらずして明白なる事實と顯はれ來れり。則ちバルフォアの云へる如く(三月二十一日)『炭坑法は『スウィーチング』制度にのみ關するものにあらず。英國に於て最高の賃銀を支拂ふ産業に關するもの』として制定せらるゝに至れり。

註 職業會議の制度に就ては國民經濟雜誌十卷六二八頁以下『英國職業局の近況』參照を望む

最低賃銀制度の新設に關しては過去の石炭坑夫賃銀制度を明にするを要す。蓋し英國に於ては十九世紀後半産業勃興の勢著しきに當り石炭坑夫は賃銀昇降制度を歓迎し、一八七〇年代の終より各地の坑夫組合は漸次に此制度を採用せり。此制度は炭價の昇降に伴ひ賃銀も亦昇降するを特色とし、雇主と坑夫とは休戚を共にするの長所を有するものなり。然るに久しからずして此制度に不満を訴ふるものを生じ一八八一年ヨークシャーの坑夫は昇降制度を排斥し最低賃銀制度を主張しランカシャー及蘇格蘭の坑夫も亦之に倣ひ、一八八八年從來の坑夫組合の聯合團體たる National Union of Miners の勢力衰へ現時の Miner's Federation 之に代り新團體は最低賃銀を其綱領とせり。されば之に次で一八九三年に破裂せる坑夫の同盟罷業は明白に最低賃銀を題目とせざりしも、爾後坑主は Miner's Federation の定めたる最低賃銀を承認するとなり、純然たる賃銀昇降制度は一九〇三年三月三十一日ウェールズ地方の坑夫組合に依りて廢棄せらるゝに及び探炭業に於て

全く其跡を絶つに至れり。(詳細は松村光三賃銀論二八〇頁以下參照されば、英國に於て地方に依りて相違ありと雖も、近年各地坑夫の賃銀に關しては一八七七年一八七九年若くは一八八八年の賃銀率を基礎とし、之に三割七分五厘又は五割を増加せるものを最低賃銀として計算せられたり。

然らば最近の最低賃銀問題は如何にして發生せりやと云ふに、元來石炭坑夫中の採掘に従事する所謂掘子の賃銀は箇數拂即ち採掘噸數を以て支拂はるゝものなれば、炭層の状態均一にして作業上の障害なしとせば採掘夫は最低賃銀を收得するを得べき理なれども、事實は然らずして、炭坑々夫中最低賃銀以上を收得するものは約四分の一に過ぎず。茲に於て近年所謂最不利なる場所 Abnormal place にて勞働に従事するものも最低賃銀を得べきことを要求し、一九一〇年ウェールズ地方の坑夫は此要求を提げて坑主と争ひたるも完全に其目的を達する能はず。地方的罷業は到底此要求を貫徹すべき途にあらずとし National Stoppage を主張し、坑夫聯合會は昨年十月來此問題を以て坑夫全般に關するものとし終に本年の一般同罷盟業を行ふに至りたり。最低賃銀問題の起源は決して最近時にあらざるを見

るべきなり。労働黨一派が炭坑法の討議に於て最後迄も法文中に最低賃銀の金額を明記すべしと固執せるは偶然にあらざるなり。

英國新炭坑法は首相の主張に依りて終に労働黨の修正案を拒否し得たるも(閣員中労働黨の修正に賛成せんとするものありしが如し)ロイド、ジョージ、バックストンは(是なり)主義としては労働者の要求を容れ、労働者は生活賃銀を收得するの権利あるものなりとの原則が首相等の容認せる所なるは其の演説に徴して明白にして、法文中に最低賃銀は其地方の日給平均額を標準とすべしとせるは此原則を明にせるものと云ふべきなり。

要之炭坑最低賃銀法は次の點に於て從來の立法と著しく相違す。

- (一) 労働時間のみならず賃銀の最低額を法定せること。
- (二) 「スウィーチング」制度の如き特殊の場合にあらざる産業に於ても最低賃銀を法定せること。
- (三) 賃銀決定の原則は單純なる需要供給に依るものにあらずして、其最低限は生活賃銀なるべきこと。

九

最低賃銀の原則が正當なるや(此問題に就ては別に國民經濟雜誌上に最低賃銀論を草したり)將又英國最近の立法の將來の效果如何に就ては茲に論述する能はざる所なれども、此法律の發達が當面の問題たりし坑夫同盟罷業の終熄と如何なる關係を有したるやを一言して本論を終らんとす。

炭坑最低賃銀法の發布は坑夫の運動が大成功を得たることを示すものなり。されば労働者の首領は此勝利を以て同盟罷業を停止するの利益を認めて、再び労働を開始すべきことを勸告したるも、此勸告は種々の困難を経て僅に容れられたり。則ち該法の發布後同盟罷業を停止すべきや否やに就て各地方坑夫の投票をなしたる結果として四月四日聯合會本部の發表せる數字次の如し。

聯合會々員數

五八八、〇〇〇

投票總數

四四五、〇二四

罷業停止反對者

二四四、〇一一

同賛成者

二〇一、〇一三

されば罷業を繼續すべしとの論者は四萬三千の多數を占めたり。茲に於て本部理事會に於て議論沸騰し少數の多數を以て『同盟罷業の繼續には三分の二の多數の投票を要す』とし、再び勞働を開始すべしと決議せり。然るに各地方より反對の聲高く、四月六日各地組合代議員會 National Conference of Miner's Federation を「ウエストミンスター、パレーズ、ホテル」に開き、六百五十四の投票權を有する百五十人の代議員の集會に於て、四百四十對百二十五を以て罷業の停止を決したり。

上の投票中罷業の終結に賛成せる組合は South Wales, Midland Federation, North Wales, Cleveland, Somerset, South Derbyshire, Bristol 之に反對せる組合は Yorkshire, Durham, Lancashire and Cheshire, Northumberland, Scotland, Derbyshire, Leicestershire, Cumberland, Nottinghamshire なり。而してウールズ地力が當初如何なる口實を以てするも罷業を開始せんとせる組合なるを知るものは其率先停止に賛成せるを不可思議とせざるべからず。然れども各組合の財政状態を検するに同盟罷業前重なる組合の罷業基金次の如し。

	組合員數	基金額
South Wales	130,000	150,000
Durham	100,000	430,000
Yorkshire	80,000	400,000
Scotland	75,000	250,000
Lancashire	58,000	89,000
Midland	32,000	75,000
Northumberland	35,000	80,000
Derbyshire	30,000	400,000
Nottinghamshire	30,000	220,000

四月六日迄に各組合の費したる罷業基金は總額百二十萬磅に上り、尙幾分の餘裕あるものはダラム、ダービーシャー、ノッチンガムシャーの組合に過ぎず、是等の組合は十萬磅乃至二十五萬磅を有し、蘇格蘭組も五萬磅を有したりと云ふ。是に由てウールズ、ランカーシャー組合の罷業停止に賛成せる理由を想察するに思半

に過ぐるものあり。されば大同盟罷業の終熄は多數の坑夫が炭坑最低賃銀法の實施に満足を表したる結果にあらずして、罷業の繼續が事實上困難なりしこと一原因たりしにあらずやと信すべきものなり。同法將來の運用並に効果は此理由より一層注目を要すべき所ならん。

英國職工組合の法制的地位を論じて

最低賃銀國定制度に及ぶ

堀江 歸

千八百年英國に於て制定せられたる結社禁止法(The Combination Act, 1800, 40 Geo. III, C. 106)は當時賃銀の上進其他勞働條件の改善を目的として、勞働者の間に發生し來れる結社を壓抑するの趣意に出でたるものにして、當局者は此法規を運用して、一方に同盟罷工を根絶し、他方に職工組合を排斥せんとしたり。結社禁止法の背後に、徒黨(Conspiracy)に關する習慣法のあるあり、犯罪を爲す目的を以て、公衆の利害に影響する不法行爲、契約違反を爲す目的を以て、道德並に公共の政策に反對する目的を以て爲したる徒黨は總て違法のものとし、隨て結社禁止法に依て犯罪と認められたる目的即ち罷工中の勞働者を扶助する目的を以て、資金を醸集する團結の如きも亦違法の徒黨と認められたり。即ち當時の立法者が同盟罷工を以て犯罪とし、職工組合を以て、違法の團結としたるは明白の事實にして、彼等は勞働者

英國職工組合の法制的地位を論じて最低賃銀國定制度に及ぶ